

議案第 68 号

墨田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)

第 2 条 児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定による条例で定める基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に定めるとおりとする。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について区の条例で定めることとされることに伴い、当該基準を定める必要がある。